

## 建設工事に係る発注標準の取扱いの継続について

広島高速道路公社建設工事競争入札取扱要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する発注標準について、現在の入札不調の発生状況を踏まえた対策として、次のとおり取扱いを継続することとします。

### 1 内容

要綱第7条別表における発注標準の客観点数及び発注工事の設計金額に基づく区分（以下「等級」という。）について、当該建設工事の属する等級に限定する必要がなければ、等級ごとのバランスに配慮しつつ、複数の等級を入札参加資格の対象として設定できることとし、入札参加資格者の対象拡大による競争性の確保を図ることとします。

### 2 適用

別途通知する日まで適用します。

以上